

# 秋の火災予防運動特集

平成28年10月16日発行

消防本部消防安全課

☎254-0354 FAX 256-7755

平成28年度 全国統一防火標語

## 消しましょう その火その時 その場所で

### 11月9日は119番の日

11月9日(水)から15日(火)までの1週間、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。これから空気が乾燥し火災が発生しやすくなる冬に備えて、火災から尊い生命と貴重な財産を守るため、火災予防の意識を高めましょう。

火災予防運動期間中は、自治会や事業所、学校などで、防火に関する講話や消火器の取り扱いなどさまざまな訓練を行います。ぜひこれらの行事に積極的に参加して、皆さん一人一人が防火について考え、火災を発生させない地域づくりに取り組みましょう。



建物火災の様子

### 住宅用火災警報器のお手入れを

新築住宅への住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから10年となります。

住宅用火災警報器の多くは電池式のもので、電池の寿命は約10年であることから、今後電池切れになるものが多く発生することが予想されます。

住宅用火災警報器は、火災の早期発見や逃げ遅れによる死傷者を軽減するための重要な役割を担っていますので、常に正常に作動するように、定期的な点検およびお手入れを行い、異常があれば交換してください。

▶点検方法…【点検ボタンを押す】または【点検ひもを引く】ことで警報音か音声が鳴れば正常です。

▶お手入れ…ホコリによる誤作動防止のため清掃しましょう。

▶「電池切れ」や「機器本体の故障」…速やかに電池や機器本体を交換してください。



### 刈り取った草は適切に処分してください

昨年の津市消防管内での火災件数は117件でした。その内、たき火が原因のものが19件あり、建物に延焼した火災もありました。刈り取った草などを屋外で焼却することは、一部の例外を除いて禁止されていますので、適切に処分してください。

また、例外により屋外で焼却する場合は、最寄りの消防署に届け出を行い、いつでも消火できる状態で実施してください。なお、消防署への届け出は火災予防上のものであり、焼却を許可するものではありません。



枯れ草が燃えた火災の様子